

第1回 ^{こうはんせい} 広汎性発達障害(自閉症・アスペルガー症候群・高機能自閉症など)とは？

第2回 ADHD(注意欠陥多動性障害)、LD(学習障害)とは？

～その理解と対応の仕方は？～

従来、障がいとして捉えられてこなかった軽度発達障害。発達障害支援法の施行、特別支援教育の中で大きく取り上げられるようになりました。障がいとありますが、周りの人のかかわりによっては、一般社会で働き、十分納税者になれる方たちです。どのように接したらいいのでしょうか？ 臨床心理士の子ども総合支援室・志村室長よりお話を伺います。

日時 第1回：平成19年3月4日(日)14:00～16:30

第2回：未定

場所 亀山市総合保健福祉センター

講師 志村 浩二 氏 (臨床心理士・保健福祉部子ども総合支援室室長)

定員 50名 *定員になり次第締め切りとさせていただきます

対象 参加資格はありません どなたでもご参加ください

参加費 無料

託児 各回定員5名(先着順) 有料：一人200円

申込み ぽっかぽかの会 浜野



FAX：0595-83-4956

E-mail:y_hamano@kpa.biglobe.ne.jp

※氏名・連絡先住所・電話番号・職業をお知らせください

※返信は致しませんので、ご了承ください

定員締切後の申込の方には、お断りのご連絡をさせていただきます

後援 亀山市(保健福祉部子ども総合支援室) 亀山市教育委員会

『ぽっかぽかの会』とは、障害児(者)の親、障害について関心のある方、理解協力して下さる方の話し合いの場がほしくて作りました。障害児(者)の自立についてどんなことが出来るのかも、皆で考えていきたいと思っています。

～We are チャレンジド～とは、障害のある人もない人も、皆チャレンジド(神に、チャンスを与えられた人)、社会を豊かにする存在として活動していこうとする意味です。

「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の^{こうはんせい}広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。(平成17年4月1日施行：発達障害支援法より)

特別支援教育とは、これまでの特殊教育の対象障害だけでなく、その対象でなかったLD、ADHD、高機能自閉症も含めて障害のある児童生徒に対して、その一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。(文部科学省最終報告より)